

定期監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の実施日

平成30年11月29日

2 監査の対象

税務課、学校教育課

3 監査の事項及び範囲

平成30年4月1日から平成30年9月30日までに執行された事務事業とした。

4 実施した監査手続き

監査にあたっては、法令等に基づき、財務に関する事務が適正かつ効率的に、経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうか主眼をおき、あらかじめ指定した監査資料、提示のあった関係書類及び関係帳簿を審査するとともに所管課長及び関係職員から説明を聴取するほか、質問その他必要と認めた監査をした。

第2 監査の結果等

各課についての監査の結果等は、後述のとおりである。

なお、一部の事項については、それぞれ口頭で注意、指導を行った。

(注)○ 文中のうち、千円単位で表示されているものは、単位未満を四捨五入とした。したがって合計額が一致しない場合がある。

○ 比率(%)は、原則として小数点以下第2位を四捨五入し、第1位までとした。

○ 歳入における、収入率の算式は(収入額/調定額×100)である。

○ 歳出における、執行率の算式は(支払額/予算現額×100)である。

1 税務課

(1) 事務事業の概要

ア 課内組織

収納管理部門、住民税部門、資産税部門の3部門で構成されている。

イ 職員人数等は、次のとおりである。

管理職員2人(課長1人、課長補佐1人)、一般職員11人、再任用職員1人、嘱託員1人、行政サポーター1人、臨時職員3人の合計19人である。

ウ 事務事業の執行状況は、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く)

(ア) 歳入(一般会計)

a 町税

収入額は 2,976,359 千円で収入率は 57.2%である。

(a) 町民税

収入額は 1,068,128 千円で収入率は 53.6%である。

(b) 固定資産税

収入額は 1,603,131 千円で収入率は 57.7%である。

(c) 軽自動車税

収入額は 89,966 千円で収入率は 93.3%である。

(d) 町たばこ税

収入額は 77,929 千円で収入率は 82.3%である。

(e) 都市計画税

収入額は 137,204 千円で収入率は 57.6%である。

b 使用料他

(a) 使用料及び手数料

収入額は 1,512 千円で収入率は 99.9%である。
全額、徴税手数料である。

(b) 諸収入

収入額は 12,519 千円で収入率は 99.6%である。
全額、延滞金である。

(イ) 歳入(国民健康保険事業特別会計)

a 国民健康保険税

収入額は 250,013 千円で収入率は 26.9%である。

(ウ) 歳出

a 税務総務費

支払額は 13,744 千円で執行率は 23.5%である。
主なものは臨時職員賃金 2,076 千円、過年度分町税還付金 10,741 千円である。

b 賦課徴収費

支払額は 14,864 千円で執行率は 35.6%である。
主なものは納付書等の郵送料 3,323 千円、滞納整理機構負担金 1,794 千円、電算システム委託料 6,940 千円である。

エ 時間外勤務は、次のとおりである。

月平均 1 人当たり 7.65 時間である。

(市内平均 18.49 時間)

オ 町民税、固定資産税、国民健康保険税の納税義務者数等は、次のとおりである。(増減率は対前年度)

(ア) 町県民税について(平成 30 年 7 月 1 日現在)

a 個人町民税の納税義務者数合計は 16,267 人(増減率 1.2%)であり、均等割のみを納める者 1,553 人(増減率 1.1%)、均等割と所得割を納める者 14,714 人(増減率 1.2%)である。

b 法人町民税の納税義務者数合計は平成 30 年 7 月 1 日現在で 775 社(増減率△0.3%)であり、均等割のみは 400 社(増減率△4.3%)、税割及び均等割は 375 社(増減率 4.5%)である。

(イ) 固定資産税について

実納税義務者数は 12,219 人(増減率 0.3%)、課税地積は 12,013,759 m²(増減率△0.1%)、家屋は 2,830,988 m²(増減率 0.6%)、償却資産課税標準は 53,850,885 千円(増減率 6.3%)である。

(ウ) 国民健康保険税について

a 本算定時の加入世帯数は医療及び支援は各々 3,698 世帯(増減率△2.1%)、介護は 1,679 世帯(増減率△3.8%)である。

b 本算定時の被保険者数は医療及び支援は各々 6,180 人(増減率△4.0%)、介護は 2,025 人(増減率△5.2%)である。

(エ) 軽自動車税賦課状況について(増減率は対前年度)

平成 30 年 8 月 31 日現在における、軽自動車税の賦課合計台数は 13,503 台(増減率 0.1%)である。賦課種別内訳は原動機付自転車(125cc 以下) 1,580 台、軽自動車(660cc 以下) 11,126 台、小型特殊自動車 324 台、二輪の小型自動車 473 台である。

(オ) 口座振替利用状況について(増減率は対前年度)

税種別の第 1 期納期限時における利用状況は、町民税 1,989 人(増減率△1.3%)、固定資産税・都市計画税 8,032 人(増減率 1.0%)、軽自動車税 6,185 人(増減率△0.2%)、国民健康保険税 2,005 人(増減率△3.4%)である。

カ 収納率向上及び滞納対策に対する取組状況について

(ア) 納税環境の整備

(イ) 滞納整理の効率化

- (ウ) 未納の早期解消
- (エ) 困難案件の徴収
- (オ) 基礎研修及び専門研修

(2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についてもおおむね合理的に行われている。

2 学校教育課

(1) 事務事業の概要

ア 課内組織

学校教育部門

イ 職員人数等は、次のとおりである。

管理職 3 人(課長 1 人、課付課長補佐(主席指導主事)2 人)、一般職員(指導主事 1 人を含む)11 人(うち、育休 1 人)、任期付短時間職員(指導主事)1 人、臨時職員 41 人の合計 56 人である。

ウ 事務事業の執行状況は、次のとおりである。(ただし、職員人件費及び他課局所管分は除く)

(ア) 歳入

諸収入の収入額は 1,579 千円で収入率は 128.8%である。

a 貸付金元利収入

収入額は 158 千円で収入率は 19.7%である。

全額、高等学校等奨学金返還金である。

内訳は現年度分 158 千円である。

なお、収入未済額は現年度分 140 千円、過年度分 505 千円、合計 645 千円である。

b 雑入

収入額は 1,420 千円で収入率は 336.3%である。

(a) 日本スポーツ振興センター納付金

収入額は 998 千円である。

(b) 教育費雑入

収入額は 422 千円で収入率は 100.0%である。

内訳は太陽光売電代金 2 千円、住宅貸与料 281 千円、就園奨励費補助金(返還金)140 千円である。

(イ) 歳出(現年)

教育費の支払額は 105,085 千円で執行率は 32.5%である。

a 教育総務費

支払額は 41,870 千円で執行率は 23.3%である。

(a) 教育委員会費

支払額は 477 千円で執行率は 40.9%である。

(b) 事務局費

支払額は 2,005 千円で執行率は 39.4%である。

主なものは臨時職員賃金 1,370 千円、需用費 440 千円である。

(c) 教育諸費

支払額は 39,387 千円で執行率は 22.7%である。

・ 小・中学校健康診断費

支払額は 3,214 千円で執行率は 26.9%である。

・ 教育振興事業費

支払額は 7,339 千円で執行率は 14.0%である。

主なものは臨時職員賃金 558 千円、講師謝礼金 1,001 千円、緊急連絡通信料 1,464 千円、日本スポーツ振興センター負担金 2,338 千円、吉田町高等学校等奨学金 600 千円である。

・ 英語教育推進事業費

支払額は 8,064 千円で執行率は 40.2%である。

主なものは国際理解教育推進事業委託料 4,566 千円、外国語指導助手報酬 2,708 千円、家屋借上料 620 千円である。

・ 教職員等負担金・補助金

支払額は 1,197 千円で執行率は 42.6%である。

・ 確かな学力定着事業費

支払額は 15,758 千円で執行率は 32.2%である。

内訳は教員補助員賃金 9,301 千円、講師謝礼金 650 千円である。

・ 幼児教育振興事業費

支払額は 3,755 千円で執行率は 10.3%である。

主なものは運営費補助金 3,600 千円である。

・ 小中一貫教育振興事業費

支払額は 59 千円で執行率は 5.0%である。

b 小学校費

支払額は 1,856 千円で執行率は 22.0%である。

(a) 教育振興費

支払額は 1,454 千円で執行率は 31.5%である。

- ・ 住吉小学校要保護・準要保護児童就学援助費
支払額は 742 千円で執行率は 33.7%である。
- ・ 中央小学校要保護・準要保護児童就学援助費
支払額は 444 千円で執行率は 30.3%である。
- ・ 自彊小学校要保護・準要保護児童就学援助費
支払額は 267 千円で執行率は 28.5%である。

(c) 特別支援学級費

支払額は 402 千円で執行率は 22.7%である。

- ・ 住吉小学校特別支援学級費
支払額は 140 千円で執行率は 22.7%である。
- ・ 中央小学校特別支援学級費
支払額は 125 千円で執行率は 20.5%である。
- ・ 自彊小学校特別支援学級費
支払額は 137 千円で執行率は 25.1%である。

c 中学校費

支払額は 2,859 千円で執行率は 47.3%である。

(a) 教育振興費

支払額は 2,436 千円で執行率は 50.1%である。

全額、吉田中学校要保護・準要保護児童就学援助費である。

(b) 特別支援学級費

支払額は 423 千円で執行率は 36.0%である。

全額、吉田中学校特別支援学級費である。

d 保健体育費

(a) 給食施設費

支払額は 58,500 千円で執行率は 45.5%である。

全額、吉田町牧之原市広域施設組合負担金である。

(ウ) 歳出（繰越明許）

教育費の支払額は 116,200 千円で執行率は 34.3%である。

a 教育総務費

支払額は 116,200 千円で執行率は 34.3%である。

(a) 教育諸費

支払額は 116,200 千円で執行率は 34.3%である。

- ・ 教育振興事業費
支払額は 116,200 千円で執行率は 34.3%である。
全額、工事請負費である。

エ 時間外勤務は、次のとおりである。
月平均 1 人当たり 24.93 時間である。
(庁内平均 18.49 時間)

オ 前回監査時の意見に対する処理状況報告

(ア) 意見の内容

「吉田町立小・中学校薬品取扱の手引(理科薬品用)」に基づき、理科薬品管理簿(様式第 1 号)に保管及び使用の状況が記録されていたが、各学校で異なった管理運用が行われていた。

したがって学校教育課は、各学校で統一され管理運用が行われるよう、指導、監督に努められたい。」となっている。

今回、監査において「現在、記入例等を参考に指導している状況」との口答報告があったが「処理状況報告書」が未提出であるので速やかに提出されたい。

(イ) 措置の内容

各学校において、平成 30 年度から統一した管理運用が行われるよう、学校教育課において記入例を明文化し、平成 30 年 3 月 7 日に行われた校長会において、各学校長に提示した。そして、実際に管理運用する学校側の意見を取りまとめた上で、記入例の制定を含め、「吉田町立小・中学校薬品管理取扱いの手引(理科薬品用)」を一部改正し、平成 30 年 4 月 1 日から適用することとした。今後、学校教育課から改正後の手引を各学校に周知するとともに、各学校において手引に沿って適正に管理運用するよう、指導、監督するものとする。

(2) 監査結果

監査の結果、財務に関する事務についておおむね適正に、経営に係る事業の管理についても、おおむね合理的に行われている。